

《助成事業基本要件》

◎各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です
本年度、助成内容や書式等の変更がありますので確認下さい

① 助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

注）助成対象期間外の導入・支払い・リース契約（支払開始日）等は、助成対象外

② 助成対象機器及び対象者

※石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの

※石川県所属の運転者が受診・受講するもの（退職者は対象外）

③ 会費の滞納がないこと

④ 支払いは、買取り及びリースのみ（一部買取りのみの場合あり）

※請求書又は見積書(リース)に、メーカー名、型式、価格が記載してあること
(車両一括の場合、車両代内訳に記載が必要)

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した(振込指定日以降)
書類が必要。受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません
(振込日の入出金が分かる通帳等の写しを追加できれば可)

注）助成対象外：支払期日が翌年3月以降のクレジットカード決済及び手形払い
(インターネット等利用の手形決済(でんさい等)含む)、車両・装置等の
割賦(売買)契約、延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの

⑤ 導入・受診等する前に、必ず事前申込書を提出すること

※事前申込書のみ、FAX(076-239-2287)または
Mail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)で申込できます

(申込なし・実績報告書と同時提出の場合は、対象としません)

⑥ 各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付 期間内であっても、締切ります

※ホームページ・トラックのひろばをご確認ください

⑦ 事前申込提出期日

令和7年4月1日～令和7年12月25日

※4月分は、実行後であっても提出が必要です

⑧ 各種助成制度 実績報告書類提出期限

令和8年2月28日迄(消印有効)

※事前申込済でも報告書の提出がなければ、助成はしません

原則、導入・支払・リース契約後、30日以内に提出すること
(協会からは、未提出について、一切連絡いたしません)

※報告書は、持参、郵送またはMail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)で申請で
きます(FAXは不可)